

健康マイレージ事業に参加して「スマイルポイント」を集めましょう

幼児から小・中学生と、その保護者世代を中心に、気軽に楽しく健康づくりにチャレンジできる「健康マイレージ事業」が始まります。

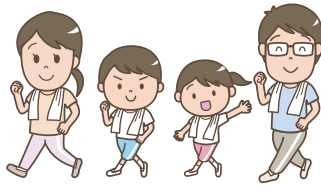
内容 子ども版(幼児～小・中学生) = 目標を決めて30日間健康づくりにチャレンジすると、1日1ポイントのスマイルポイントを獲得。30ポイントためて応募すると、もれなく参加賞がもらえます。さらに、おうちの人と一緒にチャレンジすると、すてきなプレゼントが当たる抽選に応募できます。▶大人版(高校生以上) = 健診の受診や健康目標の達成などでスマイルポイントを獲得。50ポイントをためて応募すると、抽選で賞品が当たります。

対象 幼児以上の市民の皆さん

参加方法 チャレンジシート(市保健所、保健センター各分室、支所、市ホームページにあり)を入手すれば、すぐに参加できます。

応募方法 8月1日(土)～12月28日(月)(消印有効)。直接または郵送。チャレンジシートを〒790-0813健康づくり推進課生涯健康づくり担当(市保健所〈萱町六丁目〉1階)へ(直接の場合は保健センター各分室への提出も可)

※令和3年1月末に抽選会を実施予定。当選者には賞品を郵送します



☎健康づくり推進課 911-1855 ・ FAX 925-0230

「第12回まつやま景観賞」募集期限迫る

市内の良好な景観を形成している建築物、屋外広告物、まちなみ・まちづくり活動を募集します。

募集内容 **建築部門** = 魅力ある景観を形成している市内の建築物・工作物などで、意匠・形態・色彩・材料などに工夫が見られるものなど ▶ **屋外広告物部門** = 魅力ある景観を形成している市内の屋外広告物で、周辺環境に調和したものなど ▶ **まちなみ・まちづくり部門** = 歴史や文化、自然と調和した将来にわたり守り育てていきたい街並み、街路など松山らしい景観、または、地域住民が主体となった活動やイベントなどで地域の個性や魅力ある景観につながり、現在も続いているものなど

対象 どなたでも(自薦・他薦問わず。複数

点応募可)

申し込み 8月31日(月)(消印有効)。直接または郵送・ファクス・eメール。部門、物件などの名称、所在地、応募(推薦)理由、応募(推薦)者の住所、氏名、電話番号を〒790-8571都市デザイン課「第12回まつやま景観賞事務局」(市役所本館7階) toshikeikan@city.matsuyama.ehime.jp へ

※選考結果は令和3年1月ごろ受賞者へ通知し、市ホームページなどで公表します。受賞者には表彰状と記念品、受賞物件の推薦者には記念品を贈呈します



「きらめき奨励賞(建築部門)」
「ミウラ愛サイト(右)」「ミウラ愛サウンド(左)」



「審査員特別賞」
「花園町通りまちづくり活動」



「きらめき大賞」
「宝荘ホテル」「道後御湯」



「きらめき奨励賞(まちなみ・まちづくり部門)」
「トリアアスロン中島大会」

第11回まつやま景観賞 受賞物件・活動

☎都市デザイン課 948-6848 ・ FAX 934-1807

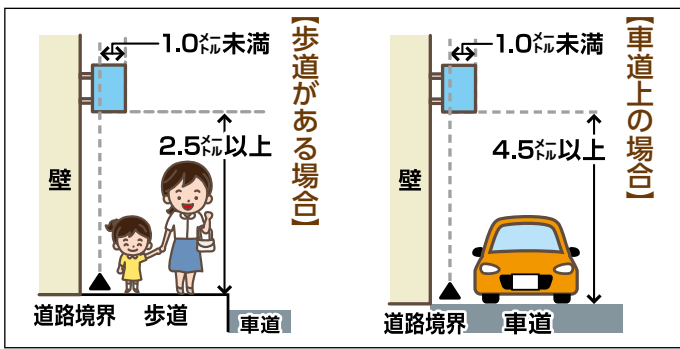
8月は「道路ふれあい月間」

みんなで道路を安全・快適に

市道の維持管理にご協力を

生活に身近な存在の道路を安全で快適なものにするために、できることを考えてみましょう。

また、水路上に設置する通路橋が市道の区域を含む場合、地元の承諾だけでなく道路管理者の占用許可が必要です。



看板設置などは許可が必要
道路上に立て看板やのぼり、商品を置くことは禁止されています。看板・日よけ・建設用足場などを設置する場合は、道路管理者の占用許可が必要です。設置できる看板や日よけの条件は左図のとおりです。

道路に商品や看板を置かないで

道路に穴や凸凹が…
路面やグレーチングなどに異常があれば道路管理課へ通報を
道路の傷みや陥没などは、事故を招くおそれがあります。市では、市民の皆さんからの通報や道路パトロールにより、路面の破損などの早期発見・補修に取り組んでいます。

身近な道路を美しく
市道の清掃美化活動を行う団体(ロードサポーター・プチサポーター)を募集しています。参加団体には、活動に必要な清掃用具などを支給しています。またロードサポーターは、参加団体の名を記載した表示板の設置や、1年以上の活動継続で活動区間の市道に愛称名を付けることもできます。

住宅などの建築で道路後退が生じる場合、市道に面している後退用地を市に寄付すると、市が路面舗装や維持補修を行います(右図参照)。
また、寄付していただく費用を市が負担します。



道路後退用地の寄付にご協力を

生け垣の手入れを忘れずに
生け垣や植木が道路にはみ出して通行の迷惑にならないよう、手入れと管理をお願いいたします。

☎道路管理課各担当 ▶ 市道の維持管理・道路ボランティア = 総務担当 ☎948-6471 ▶ 市道の舗装・維持補修など = 工事担当 ☎948-6478 ▶ 道路占用・占用物件など = 占用担当 ☎948-6473 ▶ 道路用地の寄付など = 路政・境界担当 ☎948-6847 (共通 FAX 934-1213)

市が管理する道路はどこ?
道路には国・県・市道のほか、農道や私道などがあります。市道かどうかを確認するには、市へ問い合わせるほか、市ホームページで調べることもできます。
※検索方法はトップページ「地図情報」↓e↓よまちなび「市道路線情報地図」を確認

なお、電柱に設置している照明灯は、ほとんどが町内会・自治会などが設置している防犯灯です。防犯灯が夜間に消えているなどの異常がある場合は、お住まいの町内会の代表者に相談してください。

道路照明灯が消えていたら通報を
市道に設置されている道路照明灯が消えている、昼間でも点灯しているなどの異常を発見したときは、道路管理課へ通報してください。

を支給しています。またロードサポーターは、参加団体の名を記載した表示板の設置や、1年以上の活動継続で活動区間の市道に愛称名を付けることもできます。